

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
次世代型農業生産構造確立特区	658	電気事業法に係る規制緩和	出力30kW未満の農業用の小水力発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。	電気事業法に係る規制緩和	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第48条第4項及び第52条第2項	C	-	-	本提案は代替制度により要望内容が実現できる。 自治体は、電気主任技術者免状所有者の確保が困難として選任の免除を希望しているが、電気事業法第43条第2項において、許可を受けて主任技術者免状を所持しない者を主任技術者として選任できるとされており、その基準を平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に定め、公表しているところ。具体的には、例えば、工業高校等において所定の科目を修めて卒業した者や電気工事を電気主任技術者として選任できるとしていることから、現行の法令で実施可能と考える。 また、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、出力1000kW未満の自家用電気工作物に関しては、保安管理業務に関する委託契約等を締結することにより、電気主任技術者の業務を外部に委託することができるため、こちらの制度によっても、設置者の負担軽減という自治体の要望には十分応えることができる。		c	実務者打ち合わせにおいて代替措置として提案した、土地改良事業団体連合会への電気主任技術者業務の委託について、要件を満たす職員個人へは委託が可能との回答であったが、個人と法人とは別人格であり、指揮命令系統、責任の所在を明確化するために、土地改良事業団体連合会への委託を可能としていただきたいと考えている。	・提案者は、委託先がなぜ土地改良事業団体連合会であるのか説明を要する。	III	
次世代型農業生産構造確立特区	659	電気事業法に係る規制緩和	農業用施設に設置する出力60kW未満の太陽光発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。	電気事業法に係る規制緩和	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第48条第4項	C	-	-	本提案は代替制度により要望内容が実現できる。 自治体は、電気主任技術者免状所有者の確保が困難として選任の免除を希望しているが、電気事業法第43条第2項において、許可を受けて主任技術者免状を所持しない者を主任技術者として選任できるとされており、その基準を平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に定め、公表しているところ。具体的には、例えば、工業高校等において所定の科目を修めて卒業した者や電気工事を電気主任技術者として選任できるとしていることから、現行の法令で実施可能と考える。 また、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、出力1000kW未満の自家用電気工作物に関しては、保安管理業務に関する委託契約等を締結することにより、電気主任技術者の業務を外部に委託することができるため、こちらの制度によっても、設置者の負担軽減という自治体の要望には十分応えることができる。		c	実務者打ち合わせにおいて代替措置として提案した、土地改良事業団体連合会への電気主任技術者業務の委託について、要件を満たす職員個人へは委託が可能との回答であったが、個人と法人とは別人格であり、指揮命令系統、責任の所在を明確化するために、電気事業法施行規則第52条の2に該当しない土地改良事業団体連合会への委託を可能としていただきたいと考えている。	・提案者は、委託先がなぜ土地改良事業団体連合会であるのか説明を要する。	III	
次世代型農業生産構造確立特区	660	河川法に係る規制緩和	総合特別区域法第49条から第52条までの規定の適用に加え、河川から取水した流水を発電に使用した後、河川に戻す場合は、流水の占用許可に要する書類は、許可を得ている他の水利使用に従属する場合と同様の簡易なものとする。	河川法に係る規制緩和	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水利調整室 河川環境課 流水管理室	河川法第23条 河川法施行規則第40条 河川法第100条	F	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、平成17年に申請手続等を簡素化しています。 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の水利使用の許可制度に代わり、新たに登録制の導入を検討することとしています。 一方、旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があったもののみならず水利使用(以下「慣行水利権」という。)において小水力発電を行う場合、取水量が明確でなく、取水量の範囲内で従属発電を行うことが明らかでないため、小水力発電の取水量の確認が必要となり、水利使用許可申請書類(河川平面・縦横断面図、流量計算書等)の提出が必要となります。仮に取水量を確認せずに許可した場合、他の水利使用や河川環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、以下の方法のいずれかで許可手続を行っております。 ①慣行水利権について、改めて水利使用許可した上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続で行う。 なお、本件に係る計画については、準用河川で計画されており、自治事務として市町村が管理する河川であることから、市町村と協議することをお願いします。		c	国の規制・制度改革の内容が明らかになった段階で、その内容も踏まえ、円滑な小水力発電に係る水利権取得に向けた対応を協議してまいりたい。また、河川管理者である市町村とも相談してまいりたい。	・提案者は、国の規制・制度改革の内容が明らかになったので、市町村とも協議し今後の方針を決定する。	III	
次世代型農業生産構造確立特区	661	財産処分手続の簡素化	国庫補助施設で整備した農業用施設に太陽光パネルなどを設置し、余剰電力で売電収入を得て維持管理経費に充てる場合、模様替えの届出や目的外使用許可を不要とする。	財産処分手続の簡素化	農林水産省生産局総務課で回答を作成	食料自給率向上・産地再生緊急対策事業事務及び交付対象事務費の取扱いについて(平成22年11月26日付け22生産第5645号農林水産省生産局長通知) など	D	-	-	自治体は、国庫補助施設に太陽光パネルを設置する場合における手続の簡素化を希望しているが、H22.11.26付け農林水産省生産局長通知で定める届出が必要な模様替え等は、「利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等」に限っており、本件は、施設の生産能力や利用規模に影響を及ぼさないため、本要望にあるような届出は不要である。以上のことを山口県に説明し、承諾を得たところ。		b	模様替え届出や売電収入の国庫納付が不要であることについて運用段階で疑義が生じないよう、関係出先機関に周知を図っていただきたい。		I	
次世代型農業生産構造確立特区	664	農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の整備に係る農地転用規制の緩和	農業振興地域の農用地区域内にある農地を農産物貯蔵施設、加工施設及び直売施設の用に供するため転用する場合は、農地転用許可を不要とする。	農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の整備に係る農地転用規制の緩和	農林水産省農村振興局農村計画課	農地法第4条第1項、第5条第1項(総合特別区域法)等	Z	-	-	自治体は、総合特別区域法に基づき作成する総合特区計画に位置付けた農産物加工施設等に係る農地転用許可手続について、当該計画作成時の地域協議会の協議をもって許可手続が不要となる仕組み(許認可のワンストップ化)を提案している。(いわゆる6次産業化法を活用することにより提案のワンストップ化は可能である旨を自治体に伝えているが、自治体としては総合特区法において許認可のワンストップ化を要望している。) 仮にワンストップ化を措置した場合には、総合特区計画の作成時に農地転用許可申請と同等の書類の作成が必要となること、農地転用許可には土地権利者の同意等が必要となるためこうした権利関係の調整等を経ないと総合特区計画の認定を受けることができないこと等から、結果的に特区認定までの手続が多くなり、現行の仕組みのほうが簡便であることも想定される。 また、実務者打ち合わせの場において確認したところ、位置や施設規模については現在検討中で、具体的計画はないとのことであった。 以上のことを踏まえ、今後事業内容が具体化し、必要な個別具体的な規制緩和事項が明らかになった段階で、自治体において、ワンストップ化の必要性について改めて検討する必要。		d	関係市町・団体と施設整備計画の具体化を進めるとともに、規制緩和の効果等を検討し、秋以降の協議において引き続き協議したい。	・提案者は、施設の整備予定箇所(第一種農地なのか第二種農地なのか)や、具体的にどのようなワンストップ化の仕組みをつくるのか、さらにはワンストップ化することによる効果等について、さらに検討を要する。	IV	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解（5/9時点） （A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討）			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（5/18時点） （a：了解 b：条件付き了解 c：受け入れられない d：その他）		省庁の最新見解	内閣府再整理（コメント欄） （6/1時点）	内閣府再整理 I～IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
次世代型農業生産構造確立特区	658	電気事業法に係る規制緩和		C	-	-	<p>実務者打合せ等において、①自治体が委託先として希望する土地改良事業団体連合会が法人格を有していること、②土地改良事業団体連合会の職員が電気主任技術者免状取得の準備を進めていること、③電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく委託（以下「非常駐型の委託」という。）を希望していることが確認できた。非常駐型の委託をする場合にあっては、当該連合会が同規則第52条の2第2号の要件を満たすことが不可欠であり、その要件の1つとして、保安業務従事者の実務経験が一定年数以上であることと定められている。前述②の内容から推測すると、当該要件を満たさないため、非常駐型の委託は不可であると思われる。しかしながら、自治体が同条の要件を満たす他の法人又は個人に委託することは、現行制度においても十分可能である（同条の要件を満たす法人は中国地方だけでも少なくとも25あること、また個人にあっては600名強いることが確認できている）。</p> <p>また、主任技術者制度の中には常駐型の委託による選任制度及び兼任制度がある。前述①及び②のことを踏まえると、有資格者を現場に常駐させることで委託することができ、さらに一定の要件を満たすことで、他の事業場の電気主任技術者を兼任させることも可能であることから、設置者の負担軽減という自治体の要望には十分応えることができる。</p>	b	<p>土地改良事業団体連合会は、土地改良区の技術的な指導や援助等を行う組織で、土地改良区が管理する水路やため池、揚水機、取水堰など、各種施設の点検・診断を定期的に行っている組織である。このため、電気事業法に基づく保安業務（電気主任技術者の選任）は、当該組織へ非常駐型で委託し、これまでも行っている他の施設の点検等と一体的に実施し、効率的な施設管理を行うことについて検討を進めてきた。</p> <p>一方で、経済産業省との実務者レベル打合せ等において、電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件（保安業務従事者の実務経験年数）確保が難しく、当該組織への非常駐型の業務委託は難しいことが明らかとなった。</p> <p>このため、本件については、経済産業省から提案のあった、常駐型での委託形式や、他の法人、個人への委託対応等について検討を進めることとした。</p> <p>ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきた際には、改めて協議をお願いすることとした。</p>	C	自治体の要望は、経産省が提示した代替案にて実現可能となったため協議終了。自治体は、取組の実現に向けて、常駐型での委託形式や、他の法人、個人への委託で対応すること。ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきたときには改めて協議を行う。	I
次世代型農業生産構造確立特区	659	電気事業法に係る規制緩和		C	-	-	<p>実務者打合せ等において、①自治体が委託先として希望する土地改良事業団体連合会が法人格を有していること、②土地改良事業団体連合会の職員が電気主任技術者免状取得の準備を進めていること、③電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく委託（以下「非常駐型の委託」という。）を希望していることが確認できた。非常駐型の委託をする場合にあっては、当該連合会が同規則第52条の2第2号の要件を満たすことが不可欠であり、その要件の1つとして、保安業務従事者の実務経験が一定年数以上であることと定められている。前述②の内容から推測すると、当該要件を満たさないため、非常駐型の委託は不可であると思われる。しかしながら、自治体が同条の要件を満たす他の法人又は個人に委託することは、現行制度においても十分可能である（同条の要件を満たす法人は中国地方だけでも少なくとも25あること、また個人にあっては600名強いることが確認できている）。</p> <p>また、主任技術者制度の中には常駐型の委託による選任制度及び兼任制度がある。前述①及び②のことを踏まえると、有資格者を現場に常駐させることで委託することができ、さらに一定の要件を満たすことで、他の事業場の電気主任技術者を兼任させることも可能であることから、設置者の負担軽減という自治体の要望には十分応えることができる。</p>	b	<p>土地改良事業団体連合会は、土地改良区の技術的な指導や援助等を行う組織で、土地改良区が管理する水路やため池、揚水機、取水堰など、各種施設の点検・診断を定期的に行っている組織である。このため、電気事業法に基づく保安業務（電気主任技術者の選任）は、当該組織へ非常駐型で委託し、これまでも行っている他の施設の点検等と一体的に実施し、効率的な施設管理を行うことについて検討を進めてきた。</p> <p>一方で、経済産業省との実務者レベル打合せ等において、電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件（保安業務従事者の実務経験年数）確保が難しく、当該組織への非常駐型の業務委託は難しいことが明らかとなった。</p> <p>このため、本件については、経済産業省から提案のあった、常駐型での委託形式や、他の法人、個人への委託対応等について検討を進めることとした。</p> <p>ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきた際には、改めて協議をお願いすることとした。</p>	C	自治体の要望は、経産省が提示した代替案にて実現可能となったため協議終了。自治体は、取組の実現に向けて、常駐型での委託形式や、他の法人、個人への委託で対応すること。ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきたときには改めて協議を行う。	I
次世代型農業生産構造確立特区	660	河川法に係る規制緩和		F	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	平成24年度中検討、可能な限り速やかに措置	<p>河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電（従属発電）については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、平成17年に申請手続等を簡素化しています。「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電（従属発電）について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の水利使用の許可制度に代わり、新たに登録制の導入を検討することとしています。</p> <p>一方、旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があったものとみなす水利使用（以下「慣行水利権」という。）において小水力発電を行う場合、取水量が明確でなく、取水量の範囲内で従属発電を行うことが明らかではないため、小水力発電の取水量の確認が必要となり、水利使用許可申請書類（河川平面・縦横断面図、流量計算書等）の提出が必要となります。仮に取水量を確認せずに許可した場合には、他の水利使用や河川環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、以下の方法のいずれかで許可手続を行っていただきます。</p> <p>①慣行水利権について、改めて水利使用許可した上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続等を簡素化。</p> <p>②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続で行う。</p> <p>なお、本件に係る計画については、準用河川で計画されており、自治事務として市町村が管理する河川であることから、市町村と協議することをお願いします。</p>	b	<p>許可水利に従属する発電については、許可制度に代わる登録制の導入など、申請手続等の簡素化が進んできたが、慣行水利に従属する場合の手続きは従来のままである。</p> <p>当該地域の農業水利は、慣行水利が多いことから、慣行水利についても許可水利に準じて手続きの簡素化が行われ、申請書の作成等に係る負担が減るよう、国土交通省と実務者レベル打合せや書面協議等を進めてきたところである。</p> <p>その結果、国土交通省は、慣行水利の場合は、取水量の確認が必要であり、手続きの簡素化は困難との見解であったため、このたびは、国土交通省から提案のあったとおり、小水力発電の水利使用許可について、通常の申請手続で行うことに対応することとした。</p> <p>ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきた際には、改めて協議をお願いすることとした。</p>	F	国交省は、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電（従属発電）について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の水利使用の許可制度に代わり、新たに登録制の導入を検討することとしているが、自治体が提案する「慣行水利」についてはこの検討の対象外であった。これを受け自治体は、通常の申請手続で水利使用許可をとることとし、要望を取り下げたため、協議終了。ただし、個別案件の検討において、新たな課題が出てきたときには改めて協議を行う。	IV
次世代型農業生産構造確立特区	661	財産処分手続の簡素化							D	自治体の要望は実現可能であることが判明したため協議終了。自治体からは、模倣替え届出や売電収入の国庫納付が不要であることについて運用段階で疑義が生じないよう、関係出先機関に周知を回っていたこととの要望。	I	
次世代型農業生産構造確立特区	664	農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の整備に係る農地転用規制の緩和							Z	要望の実現に向けて、自治体は、施設の整備予定箇所（第一種農地なのか第二種農地なのか）や、具体的にどのようなワンストップ化の仕組みをつくるのか、さらにはワンストップ化することによる効果等について、さらに検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討（具体化）をした上で、秋以降に農林水産省と改めて協議を行なうこと。	IV	